

管理責任者（学校長）



阿南市タブレット端末等貸与終了通知書

阿南市タブレット端末等の貸与を終了したので、阿南市タブレット端末等貸与要綱第16条第2項の規定により通知します。

なお、貸与物品の返却期限までにタブレット端末等を返却してください。

貸与が終了した 児童生徒の氏名	
タブレット端末等の 備品番号	
貸与物品の返却期限	年 月 日
終了の理由	
備考 返却後、当該物品の損傷等が発覚した場合は、阿南市タブレット端末等貸与要綱第14条第3項の規定により利用者に修理費等を負担していただくことがあります。	